

東京都議会議員 野上幸恵 殿

通知人 みんなの党東京都議会議員・両角 穰
同・上田令子、同・塩村文夏、同・音喜多 駿
通知人ら代理人弁護士 清水 勉

抗議及び質問に関する通知

冠省、通知人らの代理人として本状をお送りします。

通知人ら4名は、平成25年6月23日執行の東京都議会議員選挙において、みんなの党の公認候補として立候補し、当選したものです。このときの、みんなの党の当選者は、通知人ら4名、貴職のほか、2名の議員がおり、総勢7名でした。

7月17日、通知人らは、会派の幹事長を決めるに際して、手をあげた両角穰並びに田中朝子議員を除く5名による多数決で選定することを提案し、賛否はあったものの最終的には全員がこれを確認し、両角穰が幹事長に決まり、貴職もこのことを了承しました。貴職の直後のFacebookメッセージにも7月18日未明、両角穰が幹事長に決まったこと、及びこれを前提とするその後の動きについて書かれています。

その後、同月21日、貴職は「議会局との交渉の結果、委員長ポストを一期生が務められることが確認できた。前提条件が変わったので、幹事長ポストを再考したい」と一方的に言い出しました。しかし、これは貴職の個人的な見解に過ぎません。幹事長を変更するのであれば、そのことについて全員の合意が必要です。さらに、その上で新たな幹事長を決める必要があります。

他方、任期開始日である同月23日までに議会局に会派結成届を提出する必要があったことから、唯一都議会議員経験のある貴職を代表として幹事長未決のまま会派結成届を提出していますが、この書類にある代表はあくまで「窓口」であり幹事長ではないことは、7名全員で確認していたところです。

ところが、同月25日、貴職は幹事長ではないにもかかわらず、「幹事長」の肩書で、通知人ら4名の会派離脱通知（「所属議員異動届」）を東京都議会議長あてに提出されました。本来、通知人らの合意のもと、幹事長決定の正式な手続きである「役職者選定届」を提出されてならなければ、幹事長を語ることはできません。さらに、驚くべきことに「所属議員異動届」の理由欄には「塩村文香、音喜多俊、両角穰、上田令子以上4名離脱のため」と記載されていました。通知人ら4名は、「都議会みんなの党」会派を離脱する意思を表示していないどころか有してさえいなかったからです。

つまり、会派離脱通知（「所属議員異動届」）については、肩書についての手続き上の瑕疵がある上に、記載内容についても、全くの虚偽なのであります。

つきましては、通知人ら4名の公務にかかる地位につき、貴職がこのような文書を議長あてに提出したことについて事実関係を明らかにするため、以下についてお答えください。

1. 「所属議員異動届」提出にあたって

- ・通知人らの4名の会派離脱の意思確認はしたのか。

※両角穰以外の通知人は、7月25日当日は貴職と一切接触をとっておらず、会話もしていない。

両角穰においては、電話にて協議を貴職に拒否されるも、離脱の意思表示はしなかった。

- ・意思確認したとしたら、それはいつ誰にし、その証拠は何か。
- ・意思確認しなかったとして、何を根拠に届け出理由を「4名離脱のため」としたのか？

2. 貴職の幹事長就任について

- ・いつ、「都議会みんなの党」の幹事長に就任したのか？
- ・7月25日の「所属議員変更届」提出前に「役職者選定届」は提出したのか？
- ・「役職者選定届」を提出したとしたら、それはいつか？
※7月25日時点では「役職者選定届」提出の事実はない。
- ・7月25日に「役職者選定届」を提出しなかったとして、同日幹事長名で「所属議員変更届」を行ったことの根拠は何であるのか。

以上につき、東京都議会議員として矜持をもって誠実なるご回答の上、その正当性を主張されるのであれば、その旨文書でお示してください。正当性について説明できないのであれば、文書による謝罪を求めます。いずれについても、本状到達から2週間以内に代理人事務所あてにご回答願います。なお、本状にかかる問い合わせは、今後一切、代理人を通じて対応いたしますことを申し添えます。速やかなご対応のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬具